

令和6年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

■申告書提出期限

令和6年1月31日(水)

事務処理の都合上1月22日(月)ごろまでに申告書を提出していただきますようご協力をお願いします。なお、申告書を郵送で提出される方で控用について返送を希望される場合は、必ず返信用封筒(切手貼付、宛先記入)を同封してください。

■提 出 先

〒501-6181

岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

笠松町役場 総務部 税務課 資産税担当

電話 (058)388-1112 (ダイヤルイン)

簡単・便利な

電子申告(eLTAX)をご利用ください。

eLTAXの利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

○ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ご利用時間：8：30～24：00

(土日祝日、年末年始は除く)

○電話：0570-081459

(つながらない場合 03-5521-0019)

受付時間：9：00～17：00

(土日祝日、年末年始は除く)



笠松町マスコットキャラクター
かさまるくん

笠 松 町

町税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産についても課税されます。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日(1月1日)現在所有されている償却資産を申告していただくことになります。

つきましては、この「申告の手引」を参照し申告書を作成のうえ、提出していただきますようお願ひいたします。

目 次

I 債却資産のあらまし	
1 債却資産とは	1
2 債却資産の種類	1
3 家屋と償却資産の区分	1
4 申告が必要な資産	2
5 申告が不要な資産	3
6 国税との主な違い	4
II 債却資産の申告について	
1 申告していただく方	5
2 申告書等の提出期限	5
3 申告書等の提出先	5
4 不申告又は虚偽の申告	5
5 実地調査等について	5
6 申告の方法	5
III 債却資産の評価方法	
1 評価額の計算方法	6
2 取得価額と耐用年数	7
IV 課税について	
1 納税義務者	7
2 決定価格	7
3 課税標準額	7
4 免税点	7
5 税率及び税額	8
6 納期	8
7 課税台帳の閲覧	8
V 非課税・課税標準の特例等	
1 非課税となる債却資産	8
2 課税標準の特例が適用される債却資産	8
3 増加償却した債却資産	9
4 耐用年数の短縮を適用した債却資産	9
VI 申告書等の記入例	
1 債却資産申告書記入例	10
2 種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例	11
3 種類別明細書(減少資産用)記入例	12
<参考>	
耐用年数表(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋)	13
減価率及び減価残存率表	14

I 債却資産のあらまし

1 債却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)を債却資産といいます。

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、アパートなどを貸付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具等は債却資産に該当し、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

※ 「事業の用に供することができる資産」とは、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供し得ると認められる状態にあればよく、現に事業の用に供しているか否かは問題とされません。

2 債却資産の種類

下の表は、申告対象となる主な債却資産の例示です。

資産の種類		主な債却資産の例示
1	構築物	門、塀、緑化設備、舗装路面、貯水槽、独立煙突、広告塔、その他土地に定着した設備等
	建物附属設備	家屋の所有者が施工した建物附属設備は家屋と債却資産に区分されます。 家屋の所有者以外の者(テナント等)が施工した建物附属設備は債却資産に該当します。 (「3 家屋と債却資産の区分」参考)
2	機械及び装置	金属加工機械、印刷機械、食品加工製造機械、縫物機械、運搬設備、ブルドーザー等 大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの
3	船舶	ボート、漁船、釣り船等
4	航空機	ヘリコプター、飛行機等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの、その他運搬車等(自動車税、軽自動車税の課税客体となるものは該当しません。)
6	工具、器具及び備品	机、椅子、陳列ケース、戸棚類、テレビ、冷凍冷蔵庫、パソコン、理容美容機器、 コピー機、レジスター、監視カメラ等

3 家屋と債却資産の区分

次の表は、家屋の附属設備を債却資産と家屋に含めるものに分類したものです。

家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは家屋に含めます。一方、単に移動を防止する程度に取り付けられたものや、独立した機器としての性格が強いものは債却資産に分類されます。

家屋の所有者と異なる者(テナント)が事業の用に供するために、借りた店舗等に施工した内装、造作及び電気設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備については、賃借人の債却資産として取り扱います。

〈建物附属設備における家屋と償却資産の区分表〉

設備等の内容	家屋と建物附属設備の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋 (申告不要)	償却資産 (申告要)	家屋 (申告不要)	償却資産 (申告要)
1 床、壁、天井仕上等	○			○
2 工場等の動力源である電気設備		○		○
3 太陽光パネル等の受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
4 中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5 屋外電気配線設備		○		○
6 電気設備(2、3、4、5に該当するものを除く) 電灯コンセント配線設備、電灯用器具等	○			○
7 ネオンサイン、スポットライト、投光器		○		○
8 給排水設備、衛生設備、ガス設備	○			○
9 8の屋外配管		○		○
10 空調設備、冷暖房設備、換気設備	○			○
11 昇降機設備	○			○
12 消火、排煙、火災報知設備	○			○
13 固定間仕切り、店舗造作等	○			○
14 簡易間仕切り、店用簡易装備		○		○

4 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産の申告が必要となります。

ただし、次のような資産も含みますので注意してください。

- ① 福利厚生の用に供する資産(社宅、宿舎、寮等の器具備品、構築物等)
 - ② 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供されている資産
 - ③ 償却済資産・簿外資産でも事業の用に供することができる資産
 - ④ 遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
 - ⑤ 未稼働資産(未だ稼働していないが、すでに完成している資産)
 - ⑥ 改良費(資本的支出は新たな資産の取得とみなし、本体と区分して取り扱います。)
 - ⑦ 清算中に法人が所有する資産のうち、その法人が自ら清算事務の用に供しているもの及び他の事業者に貸し付けているもの
 - ⑧ 耐用年数が1年未満または取得価額が20万円未満であっても、税務会計上、個別に減価償却をしている資産 (参考①)
 - ⑨ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの (参考①)
(例)中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産
 - ⑩ リース資産で、契約の内容が割賦販売と同等である資産 (参考②)
- ※ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている資産は、原則買主が申告してください。

5 申告が不要な資産

次の資産は、申告の対象となりませんので申告の必要はありません。

- ① 使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満のもので一時に損金算入したもの（参考①）
- ② 取得価額が20万円未満のもので、3年間で一括償却したもの（参考①）
- ③ 平成20年4月1日以降に取得し売買扱いとするファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの（参考①）
- ④ 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
※ 大型特殊自動車は申告が必要です。（参考④）
- ⑤ 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等）
- ⑥ 繰延資産（開業費等）
- ⑦ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑧ 書画、骨董（ただし、複製品等で装飾的な目的で使用しているものは申告対象です。）（参考③）

（参考①）少額資産の取扱いについて

30万円未満	個別に耐用年数を設定し減価償却しているもの	
20万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか)	
10万円未満	ファイナンス・リース取引に係る リース資産	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、 所得税法施行令第139条第1項) 一時に損金算入 (法人税法施行令第133条第1項、 所得税法施行令第138条第1項)
	申告の対象となる部分	
	申告の対象とならない部分	

（参考②）リース資産の取扱いについて

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸契約によるリース資産	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告必要)
売買にあたるリース資産	○ (申告必要)	× (申告不要)

※ 平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、税務会計上売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告については、従来どおりリース会社が申告する必要があります。

（参考③）国税で減価償却資産となる美術品等の申告について

平成27年1月1日以降に取得した美術品等について、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなもののを除いて、取得価格が1点100万円未満であるもの等が減価償却資産として取り扱われることに伴い、償却資産として申告が必要です。

なお、1点100万円以上であっても価値の減少が明らかなものについても申告の対象となります。

(参考④) 大型特殊自動車について

下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。

ただし、同種の車両であっても、下表右の要件にすべて該当しない場合は、小型特殊自動車に該当するため 傷却資産の申告は不要です。

<道路運送車両法施行規則第2条別表第1より>

大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件
一般用 ・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイープ、ダンパ、ホイール・ハンマー、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操作する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える。 ②長さが4.7mを超える。 ③幅が1.7mを超える。 ④高さが2.8mを超える。
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上の場合は大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

6 国税との主な違い

項目	地方税 (固定資産税)	国税
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度
減価償却の方法	定率法(固定資産税定率法) (法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様)	建物以外の一般の資産は定率法、定額法から選択 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以後に取得された資産は「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却 (法人税法・所得税法)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則 区分評価
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められません	認められます

II 債却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、笠松町内に事業用の債却資産（笠松町内で貸し付けている資産も含む）を所有している方

※債却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等すべての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

2 申告書等の提出期限

令和6年1月31日（水）

期限間近になると窓口が混雑しますので、1月22日（月）ごろまでに提出していただきますようご協力をお願いします。

3 申告書等の提出先

〒501-6181

岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

笠松町役場 総務部 税務課 資産税担当

電話 (058) 388-1112 (ダイヤルイン)

※ なお、申告書を郵送で提出される方で控用について返送を希望される場合は、必ず返信用封筒（切手貼付、宛先記入）を同封してください。

4 不申告又は虚偽の申告

正当な理由がなく申告をされない場合、又は虚偽の申告をした場合は過料等の罰則を科されることがあるほか、不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。（地方税法第368条、第385条、第386条）

5 実地調査等について

申告書受付後、地方税法の規定に基づき、資産評価のために実地調査や申告内容について参考資料の提出をお願いする場合がありますので、その際はご協力をお願いします。（地方税法第353条、第408条）

また、申告漏れ等の場合の課税に関しては、申告していただいた年度だけではなく、5年を限度として資産を取得された年の翌年度まで遡及することになりますので、ご注意ください。

6 申告の方法

(1) 書類による提出

税務課窓口へ提出・郵送していただく方法で、①一般方式 ②電算処理方式 があります。

① 一般方式

次の表の申告区分により、○印のついている書類を提出してください。

	申告区分	提出書類・様式			備考
		償却資産 申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	
され る方 初 め て 申 告	資産を所有して いる方	○	○		種類別明細書には笠松町内に所在 する全資産を記入してください。
	資産がない方	○	×		申告書の備考欄の「2. 該当資産な し」を○で囲んでください。
前 年 度 以 前 に 申 告 さ れ た 方	増加した資産が ある方	○	○	×	増加資産用種類別明細書に前年中 に増加した資産をすべて記入してく ださい。
	減少した資産が ある方	○	×	○	減少用種類別明細書に前年中に減少 した資産をすべて記入してください。
	増加・減少した 資産が両方 ある方	○	○	○	増加資産用種類別明細書と減少用 種類別明細書それぞれ記入してく ださい。
	資産の増減が ない方	○	×	×	申告書の備考欄の「1. 資産の増減 なし」を○で囲んでください。
	廃業、解散、 転出された方	○	×	×	申告書の備考欄に廃業・解散・転出 等の事由とその日付を記入してく ださい。

※ 前年より前の資産の増加・減少について申告漏れがある場合はそれらも申告してください。

② 電算処理方式

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は総務省令で定める様式により提出してください。

全資産申告する場合は、令和6年1月1日現在所有するすべての資産について、評価額等を算出し、
申告してください。また、資産の増減がある場合は、増加資産及び減少資産の種類別明細書も提出し
てください。

※送付した償却資産申告書は、使用しない場合でも貴申告書に添えて提出してください。

(2)インターネット経由の電子申告

eLTAX によりインターネット経由で申告していただく方法です。利用の際には事前の手続き等が必要
となります。利用方法等は表紙下欄までお問い合わせください。

III 償却資産の評価方法

1 評価額の計算方法

償却資産の評価は、「固定資産評価基準」の規定に基づき、取得価額、取得年月日及び耐用年数を基本とし
て算出します。評価額の計算方法は次のとおりです。

	評価額
前年中に取得した資産	評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)
前年前に取得した資産	評価額 = 前年度評価額 × (1 - 減価率) 以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

2 取得価額と耐用年数

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

(2) 減価率 (14ページ 減価率及び減価残存率表参照)

資産の価値が時の経過によって減少する率で、財務省が定める「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の「旧定率法による償却率」と同じです。

(3) 耐用年数 (13ページ 耐用年数表参照)

減価償却資産の取扱いで使用する「耐用年数」とは、減価償却資産を通常の用途で使用した場合、通常予定される効果を上げることができると見込まれる年数のことです。耐用年数には次の種類があります。

① 法定耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表1, 2, 5, 6の耐用年数。

通常はこの耐用年数により申告してください。

② 中古資産の耐用年数

中古資産を取得した場合、残りの使用可能期間を見積もって耐用年数とすることができます。その場合については、その「見積耐用年数」で申告していただくことになります。なお、見積りが困難な場合は次の簡便法によって求めることができます。

- ・ 法定耐用年数の全部を経過 → 法定耐用年数 × 0.2
- ・ 法定耐用年数の一部を経過 → (法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 0.2

※ 年末満の端数は切り捨て、2年に満たないときは2年とします。

③ 短縮耐用年数

法人税法又は所得税法の規定により、耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

IV 課税について

1 納税義務者

令和6年1月1日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

2 決定価格

償却資産の価格は、賦課期日(1月1日)現在の資産の評価額を一品ごとに算出し、それぞれの価額の全資産の合計額が決定価格となります。

3 課税標準額

決定価格が課税標準額になります。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、課税標準の特例適用後の額が課税標準額となります。

4 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

5 税率及び税額

税率は、100分の1.4です。

課税標準額(1,000円未満切捨て)に税率を乗じた額が年税額(100円未満切捨て)となります。

なお、土地や家屋の固定資産税が課税される方については、土地、家屋及び償却資産の課税標準額を合算(1,000円未満切捨て)した額に税率を乗じた額が年税額(100円未満切捨て)となります。

$$\boxed{\text{課税標準額(1,000円未満切捨て)}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額(100円未満切捨て)}}$$

6 納期

原則として、第1期(4月)、第2期(7月)、第3期(9月)、第4期(12月)の4回で納めていただきます。

7 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。

V 非課税・課税標準の特例等

1 非課税となる償却資産

地方税法第348条、本法附則第14条に該当する償却資産については、固定資産税が課税されません。

ただし、非課税に該当する償却資産でも台帳に登録しますので申告をお願いします。申告書には、「償却資産申告書」の「10 非課税該当資産の有無」欄の「有」に○を付け、「18 備考(添付書類等)」に非課税の用に供し始めた年月日を記入してください。また、「種類別明細書」の「摘要」欄に「非課税(適用条項)」を記入してください。

2 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、本法附則第15条等に該当する償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。特例の適用を受ける場合は、それを証明する書類(届出書、許認可証明書等の写し等)を申告書に添付してください。申告書には、「償却資産申告書」の「11 課税標準の特例の有無」欄の「有」に○を付け、「種類別明細書」の「摘要」欄に「特例(適用条項)」を記入してください。

<特例対象資産例>

①下水道除害施設(わがまち特例)

対象資産	取得期間	適用条項	特例率
公共下水道施設の機能を妨げまたは損傷するおそれのある下水を排出する使用者が、下水道法施行令で定める基準に従い、下水による障害を除去するために設置する施設(沈殿または浮上装置、油水分離装置等)	平成24年4月1日から 令和6年3月31日まで	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・笠松町税条例附則第9条の2第2項	令和4年4月～ 課税標準額を 5分の4 に軽減

【添付書類】除害施設(築造・改築・増築)届出の写し、仕様書(下水道除害施設の設備であること、設置時期や金額がわかるもの)の写し

※なお、令和4年4月1日以降に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置する除害施設に限ります。

②-1中小事業者等が「先端設備等導入計画」に基づき新規取得した生産性向上に資する設備（わがまち特例）

区分	設備の種類	取得期間 (※)	用途又は細目	適用条項	適用期間 及び 特例率
償却資産	機械装置	平成30年6月14日から令和5年3月31日まで	全て	・地方税法附則第64条 ・笠松町税条例附則第9条、第9条の2第17項	3年間、課税標準額をゼロに軽減
	工具		測定工具及び検査工具		
	器具備品		全て		
	建物附属設備		全て		
	構築物	令和2年4月30日から令和5年3月31日まで	全て		
家屋	事業用家屋		新築家屋で、家屋の内外に取得価額の合計額が300万円以上の先端設備が一体となって設置されること		

【添付書類】償却資産：計画の申請書及び認定書の写し、工業会等証明書の写し

（リース会社が申告する場合は、リース契約書の写し、固定資産税軽減額計算書の写し）

家屋：課税標準特例該当家屋申告書、建築確認済証の写し、家屋の見取り図の写し、先端設備の購入契約書の写し等

②-2中小企業等経営強化法による「先端設備等導入計画」に基づき新規取得した生産性向上に資する設備

区分	設備の種類	取得期間 (※)	用途又は細目 (1台1基あたり取得価格)	適用条項	適用期間 及び 特例率
償却資産	機械装置	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	全て(160万円以上)	・地方税法附則第15条第45項	下記「●対象要件と特例率」の通り
	工具		測定工具及び検査工具(30万円以上)		
	器具備品		全て(30万円以上)		
	建物附属設備		償却資産に該当するもの(60万円以上)		

【添付書類】計画の申請書及び認定書の写し、工業会等証明書の写し

（リース会社が申告する場合は、リース契約書の写し、固定資産税軽減額計算書の写し）

従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し（該当する場合）

●対象要件と特例率

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例率
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1に軽減
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1に軽減
有り	令和6年4月1日から令和7月3月31日	4年間	3分の1に軽減

※ただし、②-1・②-2ともに先端設備等導入計画認定後に取得したものに限ります。

◎この他法令に規定のある償却資産については、課税標準の特例が適用されるものがあります。また、地方税法の改正により内容が変更されることがあります。詳しくは税務課・資産税担当までお問い合わせください。

3 増加償却した償却資産

令和5年1月2日から令和6年1月1までの間に、増加償却を適用した償却資産がある場合は、税務署長又は国税局長に提出した届出書の写し、あるいは承認通知書の写しを申告書に添付してください。

4 耐用年数の短縮を適用した償却資産

令和5年1月2日から令和6年1月1までの間に、耐用年数の短縮を適用した償却資産がある場合は、国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

VI 申告書等の記入例

1 儻却資産申告書記入例

<p>郵便番号、住所又は納税通知書送付先、電話番号を記入してください。</p>	<p>受付印</p>	<p>申告書提出日を記入してください。</p> <p>経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。</p> <p>この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。</p> <p>[個人の場合] 事業を開始した年月を記入してください。 [法人の場合] 法人の設立年月を記入してください。</p> <p>社会保障・税番号制度のマイナンバーを記入してください。 ・個人：12桁（右詰め） ・法人：13桁</p>	<p>本町の申告書を使用しない場合は、本町の申告書に印字してあります「所有者コード」を記入してください。 なお、今回初めて申告する方は、記入する必要はありません。</p>
<p>令和6年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）</p>			
<p>所 有 者 （ふりがな） 1 住 所 〔又は納税通知書送達先〕 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 (電話 058-388-1111)</p> <p>（ふりがな） 2 氏 名 〔法人であつてはひの名 称及び代表者の氏名〕 笠松役場食品株式会社 取締役社長 笠松 太郎 (屋号)</p>		<p>3 個人番号 〔法人番号〕 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</p> <p>4 事 業 種 目 食品製造業</p> <p>（資本等の金額） 〔百万円〕</p> <p>5 事 業 開 始 年 月 平成23年 3月</p> <p>6 この申告に記載する 資産のうち、()内 の税理士の氏名 (電話 058-388-1111) (税理士 三郎 (電話 058-388-1111)</p> <p>7 税理士等の氏名 (電話 058-388-1111)</p>	<p>8 短縮耐用年数の承認 有・無</p> <p>9 増 加 儻 却 の 届 出 有・無</p> <p>10 非 課 稅 該 当 資 産 有・無</p> <p>11 課 稅 標 準 の 特 別 有・無</p> <p>12 特別償却又は圧縮記帳 有・無</p> <p>13 税務会計上の償却方法 比率・定額法 8</p> <p>14 青 色 申 告 有・無</p>
<p>前年度までに申告されている方は、種類別に取得価額の合計額が既に印字されています。 なお、はじめて申告される方はこの欄を記入する必要はありません。</p>		<p>事業所等資産の所在地を記入してください。ただし、所有者の住所と同一の場合は、記入する必要はありません。 また、所在地が複数ある場合には、主たる資産所在地の番号を○で囲んでください。</p>	
<p>前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>		<p>事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家</p>	
<p>前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 ※この欄の合計額は種類別明細書（増加資産・全資産用）の取得価額の合計額と同じです。 なお、はじめて申告される方は全資産をこの欄に記入してください。</p>		<p>備考（添付書類等）</p> <p>事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。</p> <p>次に該当する方も○印をつけて提出してください。</p> <p>①住所、法人名等の変更があった場合は、異動年月日及び事由</p> <p>②非課税資産を取得した場合は、非課税の用に供し始めた年月日</p> <p>③添付書類がある場合はその名称</p>	
<p>（イ）－（ロ）＋（ハ）によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。</p>			

2 種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例

- ◎ 前年度までに申告された方は、新たに取得した償却資産を記入してください。
- ◎ 今回初めて申告される方、電算により全資産申告される方は、笠松町内に所有する全償却資産を記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)												
令和 6 年度												
該当資産を取得した年月を記入してください。 「平成」→4 「令和」→5 1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得月としてください。												
資産を取得するために要した金額を記入してください。 ※圧縮記帳を行っている場合は圧縮前の金額を記入してください。												
該当資産に適用する耐用年数を法定耐用年数(「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1、2及び5~6)に基づいて記入してください。												
所有者名を記入してください。												
3枚のうち、2枚目というようにページを付けてください。												
摘要欄には、次のような事項を記入してください。												
①課税標準の特例又は非課税該当資産については、その適用内容												
②増加事由3=移動による受入れの場合は、受入れ元市町村												
③増加事由4=その他の場合は、「申告もれ」等その具体的な事由												
④中古資産で見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示												
⑤その他、価格の決定にあたって必要な事項												
該当する増加事由の番号を○で囲んでください。 1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他												
注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに〇印を付けてください。												
ページごとに合計を記入してください。												
※ 所有者コード												
市町村コード 冠名番号												
記入する必要はありません。												
構築物	→ 1	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	
機械及び装置	→ 2			年号	年	月			十億 百万 千 円	率 コード	増加事由	
船舶	→ 3			0 1 1	受変電設備	1 5 5 3	3 600 000	1 5 0				摘要
航空機	→ 4			0 2 1	アスファルト舗装	1 5 5 10	2 500 000	1 0 0				
車両及び運搬具	→ 5			0 3 6	ハ・ソコン	1 5 5 5	400 000	4 0				
工具・器具及び備品	→ 6			0 4 6	エアコン	1 5 5 5	300 000	6 0				
			記入する必要は ありません。	0 5 6	複写機	1 5 5 11	400 000	5 0				
			あります。	0 6								
				0 7								
				0 8								
				0 9								
				1 0								
				1 1								
				1 2								
				1 3								
				1 4								
				1 5								
				1 6								
				1 7								
				1 8								
小 計 5 7 200 000												

3 種類別明細書(減少資産用)記入例

- ◎ 前年度までに申告された方は、令和6年1月1日までに減少した償却資産(「種類別明細書(申告資料)」に記載されているもの)を記入してください。
- ◎ 今回初めて申告される方は、記入する必要はありません。

令和 6 年度

所 有 者 コ ー ド				種類別明細書(減少資産用)										第 二 十 六 号 様 式 別 表 二 (提 出 用)	
														所有者名	
														1 枚のうち	1 枚
														笠松役場食品株式会社	
※ 所 有 者 コ ー ド				種類別明細書(減少資産用)										所有者名を記入してください。	
市町村コード 宛名番号				所有者名										所有者名を記入してください。	
記入する必要はありません。														3枚のうち、2枚目というようにページを付けてください。	
資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取 得 価 額			耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要	
				年号	年	月	十億	百万	千			円	1壳却 2減失 3移動 4その他		1全部 2一部
0 1 2 0 0 0 0 0 0 0 1	自動梱包機		1 4 2 5	5			3 000	000	1 0		1・2・③・4	①・2	岐阜工場へ移動		
0 2 5 0 0 0 0 0 0 0 2	フォークリフト		1 4 2 7	8			1 500	000	4		①・2・3・4	①・2	(株)笠松役場リースへ売却		
0 3 6 0 0 0 0 0 0 0 3	コンピューター機器		1 4 2 8	7			200	000	5	記入する必要はありません。	1・②・3・4	1・②	当初取得価額600,000円(数量3)のうち200,000円(数量1)分減少		
0 4											1・2・3・4	1・2			
0 5											1・2・3・4	1・2			
0 6											1・2・3・4	1・2			
0 7											1・2・3・4	1・2			
0 8											1・2・3・4	1・2			
0 9											1・2・3・4	1・2			
1 0											1・2・3・4	1・2			
1 1											1・2・3・4	1・2			
1 2											1・2・3・4	1・2			
1 3											1・2・3・4	1・2			
1 4											1・2・3・4	1・2			
1 5											1・2・3・4	1・2			
1 6											1・2・3・4	1・2			
1 7											1・2・3・4	1・2			
1 8											1・2・3・4	1・2			
				小計			3			4 700 000					
													減少した資産の取得価額を記入してください。		
													「種類別明細書(申告資料)」から、耐用年数を記入してください。		
													ページごとに合計を記入してください。		

<参考>

耐用年数表(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋)

資産の種類		細目	耐用年数	資産の種類	細目	耐用年数
構築物	建物附属設備	受変電設備	15	工具・器具・備品	冷房用または暖房用機器、冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電気機器、ガス機器	6
		工場緑化施設	7		じゅうたん、その他床用敷物	
	構築物	その他の緑化施設及び庭園	20		小売業、接客業用のもの	3
		舗装路面			カーテン、座布団、寝具、丹前、その他類似の繊維製品	3
		コンクリート敷、ブロック敷	15		食事また厨房用品	
		アスファルト敷	10		陶磁器製・ガラス製のもの	2
		露天式立体駐車場設備	15		その他のもの	5
		下水道(コンクリート造)	15		電子計算機	
		コンクリートブロック塀	15		パソコン(サーバー用のものを除く)	4
		フェンス(金属造の塀)	10		その他のもの(サーバー)	5
		広告用のもの			複写機、計算機、レジスター、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5
		金属造	20		電話設備その他の通信機器	
		その他のもの	10		デジタル構内交換設備	6
		街灯	10		その他のもの	10
機械装置	食料品製造業用設備		10		看板、ネオンサイン及び気球	3
	自動車整備業用設備		15		その他のもの 主として金属製のもの	10
	農業用設備		7		その他のもの	5
					手さげ金庫	5
工具・器具・備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、椅子、キャビネット 主として金属製のもの	15		その他のもの	20
		その他のもの	8		理容又は美容機器	
		応接セット			消毒殺菌用機器	4
		接客業用のもの	5		手術機器	5
		陳列棚、陳列ケース			調剤機器	6
		冷凍機付または冷蔵機付	6		歯科診療用ユニット	7
		その他のもの	8			
		ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他音響機器	5			

減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.971	0.941	58	0.039	0.980	0.961
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
				40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962